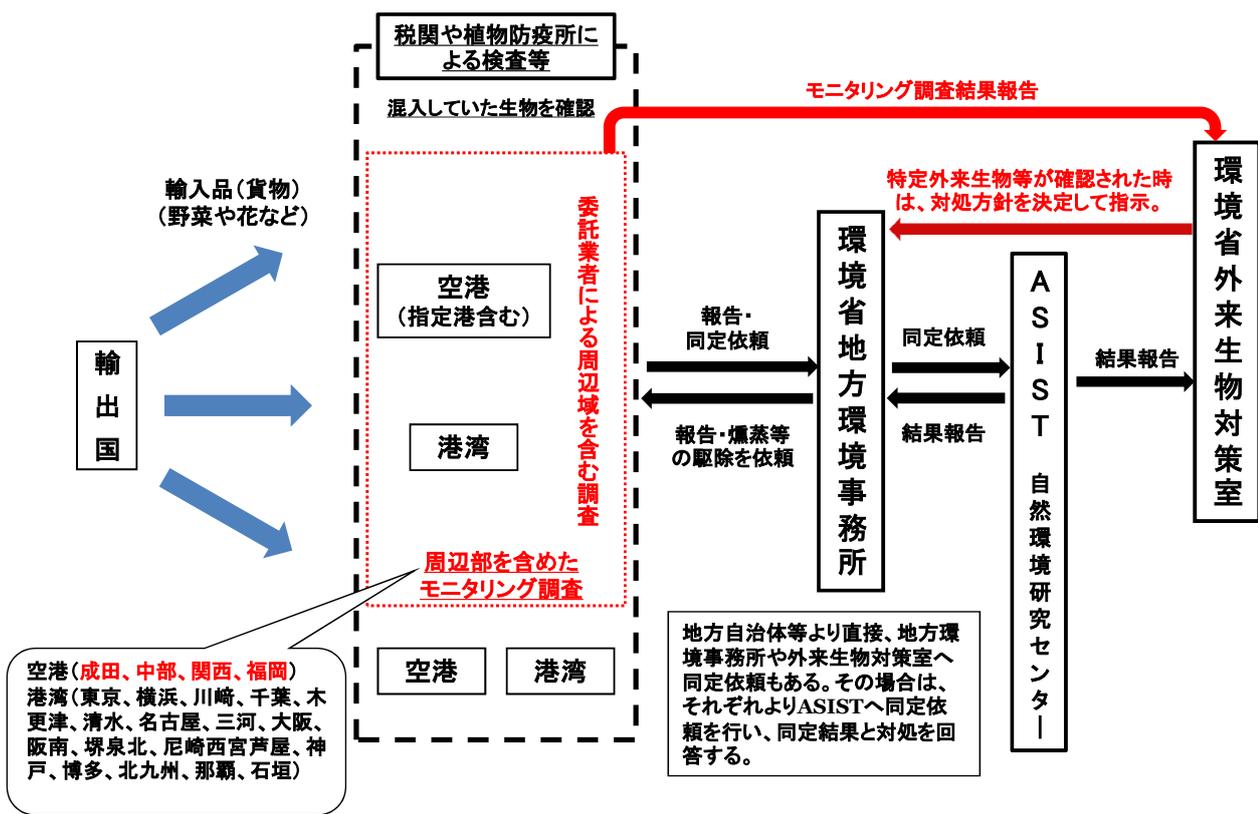
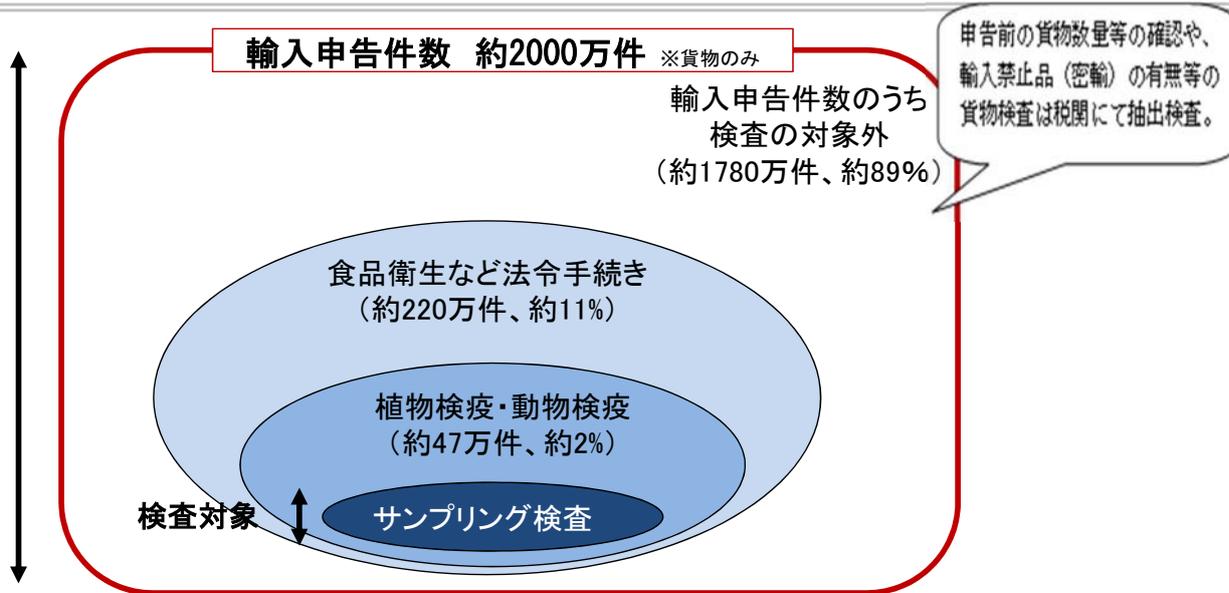


# 6-1 水際での監視体制(非意図的な導入の阻止)



# 6-2 輸入品に対して行われている検査



※財務省関税局からの聞きとりによる作図

○全輸入件数(生物に限らず)に対して、生物に関する詳細な検査が行われるのはわずかである。

○特にアリ等はあらゆる輸入品に付着して導入される可能性がある。

→検査の実施と、侵入した場合は早期の発見と対応が必要

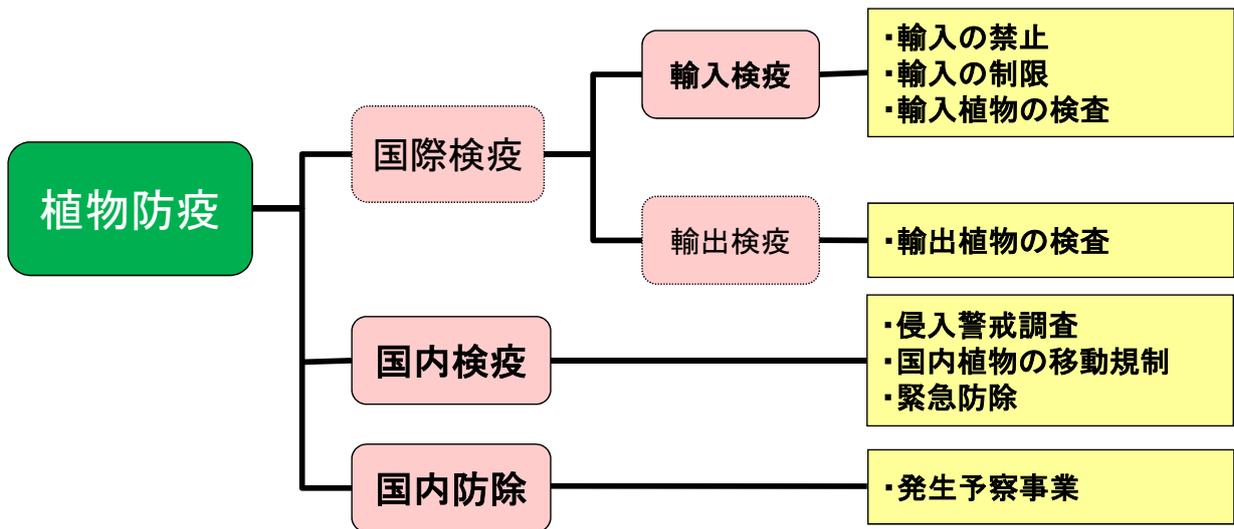
# 6-3 植物防疫における検査

## 植物防疫とは

病害虫がまん延して農作物に被害を与えるのを防ぐため、

- ① 新たな病害虫の侵入を未然に防止するための対策(輸入検査)
- ② 侵入してしまった病害虫の定着を防止したり、一部の地域に定着してしまった病害虫の他地域へのまん延を防止したりするための対策(国内検査)
- ③ 国内防除に関する対策

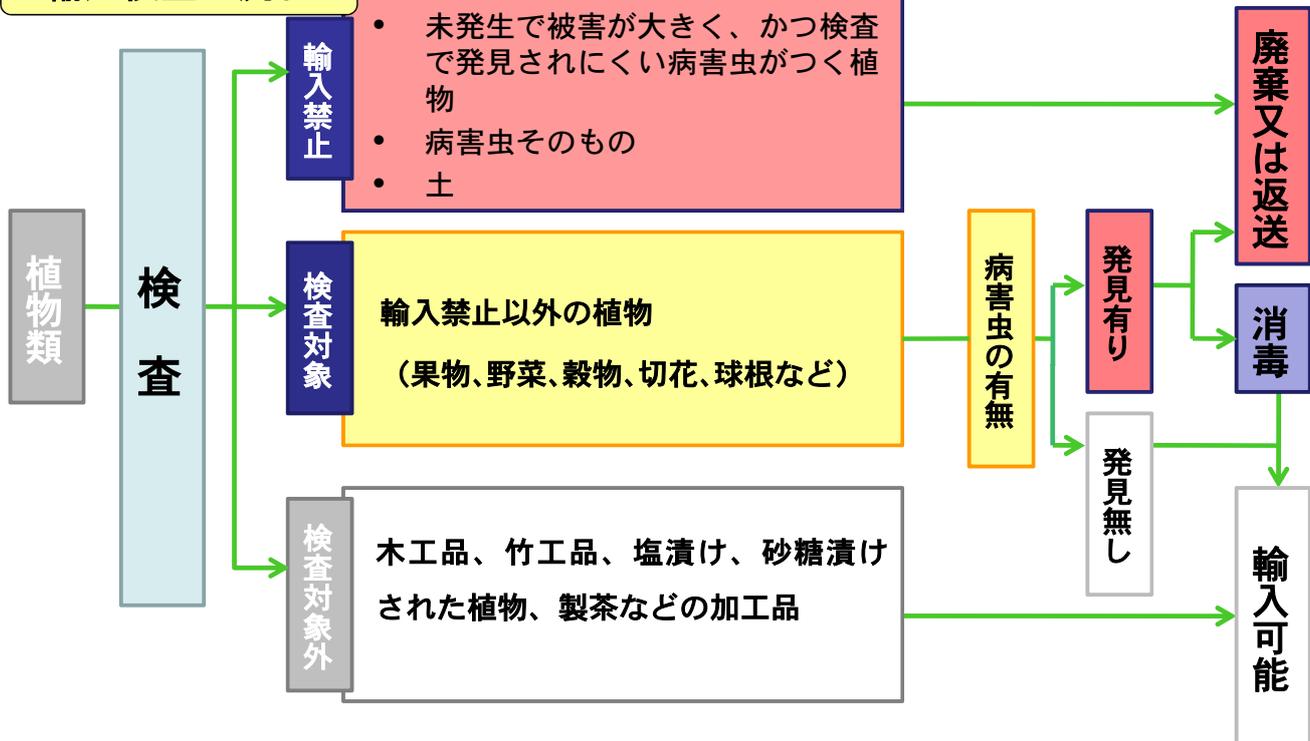
を行う。



## 輸入検査の概要

○ まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある検査病害虫が外国から侵入することを防ぐため、貨物、携帯品、郵便物などにより輸入される全ての植物やその容器包装について輸入植物検査を実施。

### 輸入検査の流れ



## 国内検疫の概要

- 新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している重要病害虫のまん延を防止するため、植物防疫法等に基づき、侵入警戒調査、移動規制及び緊急防除を実施。
- 近年ではプラムポックスウイルス(ウメ輪紋ウイルス)、アリモドキゾウムシ・イモゾウムシ、カンキツグリーニング病菌の発生を確認。現在これらの重要病害虫を対象として、移動規制や緊急防除等の措置を講じ、徹底した防除・封じ込めを実施。

### 侵入警戒調査

万が一侵入があった場合に迅速な初動対応ができるよう、全国の港、畑や果樹園において、未発生の重要病害虫を早期に発見するための調査を実施。  
(実施例)ミバエ類、火傷病等



(ミバエ類の調査に用いるトラップ)

### 移動規制

省令で定める地域内にある特定の種類の植物の移動を制限若しくは禁止することにより、有害動植物の他地域へのまん延を防止。【法第16条の2、第16条の3】

(実施例)  
カンキツグリーニング病菌：沖縄県及び奄美群島の一部等



(移動取締り)

### 緊急防除

植物の移動禁止、廃棄命令などを伴う迅速かつ徹底した防除を実施することにより、重要病害虫の根絶・撲滅を図るとともに他地域へのまん延を防止。

【法17条】  
(実施例)  
プラムポックスウイルス：東京都青梅市等



(伐採作業)

## 防除事業の概要

- 植物防疫法に基づき、農林水産省は発生予察事業を実施するとともに、各都道府県は、病害虫防除所を設置し、国の発生予察事業への協力、各都道府県自らが行う発生予察事業等を実施。
- 発生予察事業は、国内における分布が局地的でなく、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向がある有害動物又は有害植物について、その発生を予測して農業生産者を含めた関係者に情報提供。(国が行う発生予察事業の対象となる有害動植物は、最新の発生動向等を踏まえて国が指定。)
- 病害虫防除所は、発生予察事業の他、市町村、農業者等が行う防除に対する指導などを実施。

### ○ 発生予察事業について

- ① 病害虫は季節や年による発生幅が大きい  
ためスケジュールどおりの防除は困難
- ② 発生してからの防除では手遅れ

病害虫の発生に関する予測が必要

### 発生予察事業

- ・ 病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等に関する調査を実施し、
- ・ 調査結果を解析して病害虫のその後の発生を予測し、これに基づく情報を関係者に提供

### ○ 病害虫防除所の設置について

農林水産大臣

協力・勧告

都道府県知事

設置

病害虫防除所

#### 【病害虫防除所が行う事務】

- ① 植物の検疫に関する事務
- ② 防除についての企画に関する事務
- ③ 市町村、農業者等が行う防除に対する指導及び協力
- ④ 発生予察事業に関する事務
- ⑤ 防除に必要な薬剤及び器具の保管等
- ⑥ その他防除に関し必要な事務

# 6-4 動物検疫における検査

## 動物検疫とは

### 家畜伝染病の侵入防止

- ・家畜伝染病予防法 → 畜産の振興（食料の安定供給）

### 狂犬病、エボラ出血熱等の動物由来感染症の侵入防止

- ・狂犬病予防法
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
→ 公衆衛生の向上及び公共福祉の増進

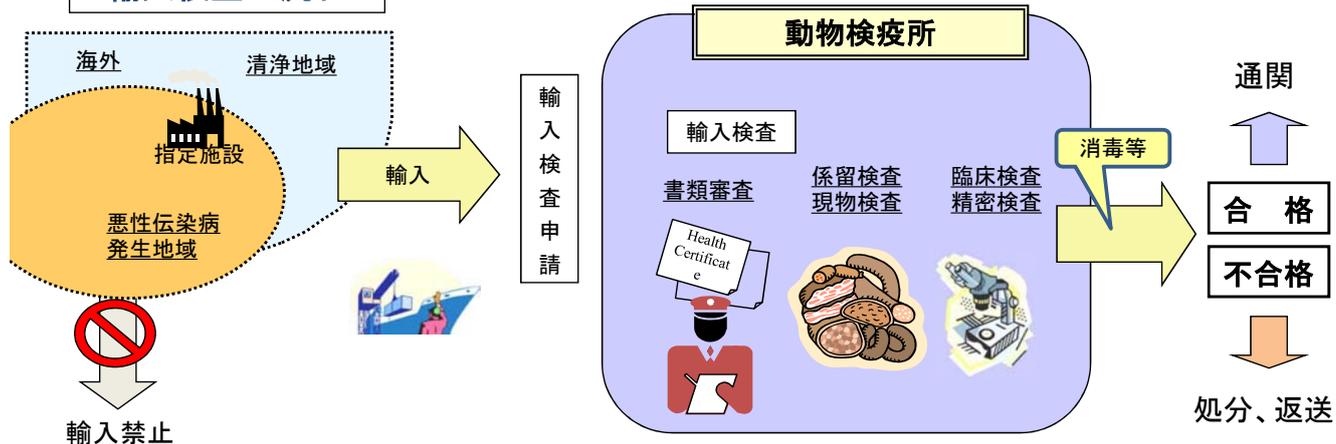
### 水産動物の伝染病の侵入防止

- ・水産資源保護法 → 水産資源の保護

## 家畜・畜産物等の動物検疫（家畜伝染病予防法）

- 検疫対象：** ①牛、豚等偶蹄類の動物、馬、鶏・うずら等家きん、うさぎ、みつばち  
（指定検疫物） ②上記の家畜又は家きんに由来する畜産物  
（骨、肉、臓器、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、生乳、精液、受精卵等、  
ハム、ソーセージ、ベーコン等の加工品、穀物のわら及び飼料用の乾草）
- 対象疾病：** 口蹄疫、牛疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、BSE、高病原性鳥インフルエンザ  
腐蛆病などの家畜伝染病を含む監視伝染病
- 検査等概要：** 検疫対象物品について、  
①悪性伝染病の発生地域からの輸入禁止、②輸入時の衛生証明書の添付、  
③輸入時の検査、④検査に基づく消毒等の処置

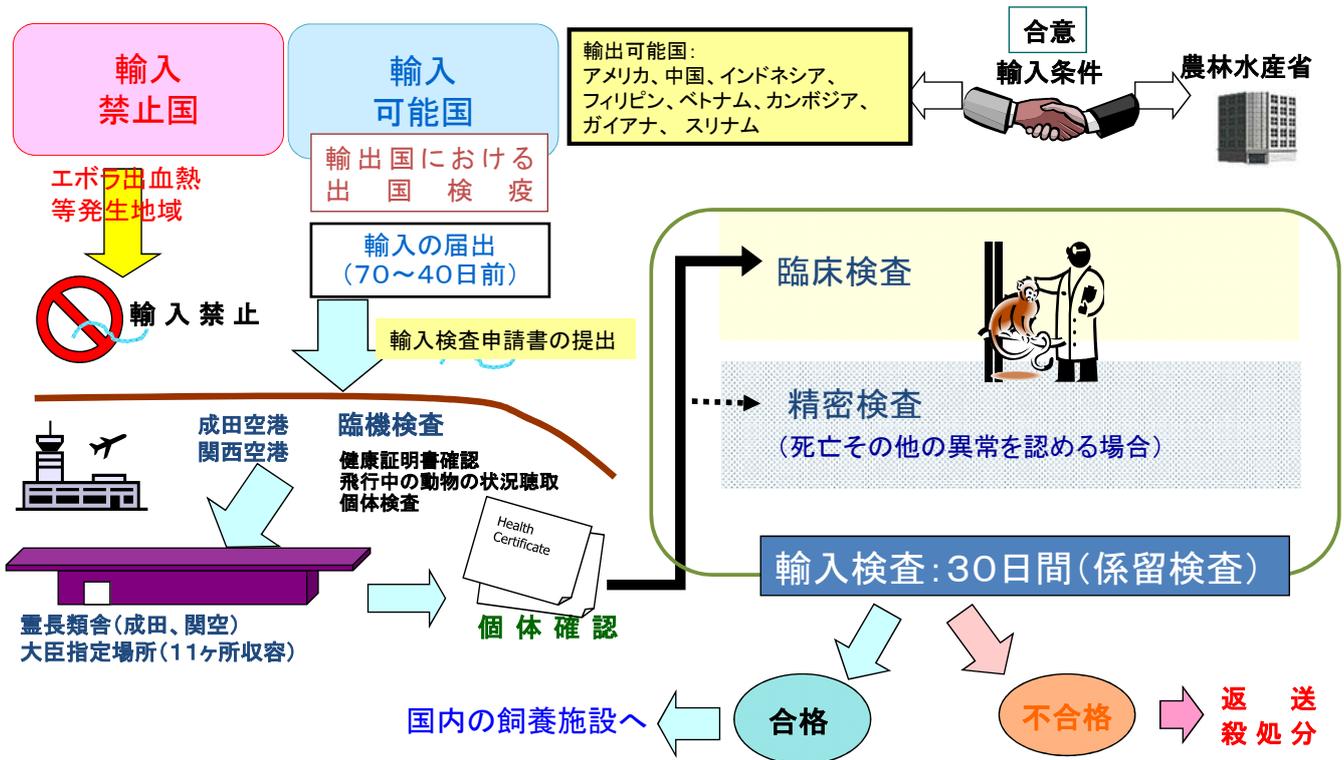
### 輸入検査の流れ



# 霊長類の輸入検査（感染症法）

検査対象：サル（ただし、実験用に用いられるものに限る）

対象疾病：エボラ出血熱、マールブルグ病



# 犬等の輸入検査制度（狂犬病予防法）

検査対象：犬、猫、アライグマ、キツネ、スカンク（以下「犬等」という。）

対象疾病：狂犬病

## 輸入時の条件の概要（犬等の輸出入検査規則改正（H16））

- (1) 狂犬病の清浄国・地域（※）から輸入される犬等（※アイスランド、豪州、NZ、台湾、ハワイ、グアム、フィジー諸島）
  - ① マイクロチップ（個体識別）、② 6か月滞在証明 → 入国時12時間以内の検査
- (2) 狂犬病の非清浄国・地域から輸入される犬又は猫
  - ① マイクロチップ（個体識別）、② ワクチン接種、③ 有効な抗体価、④ 6ヶ月間の待機 → 入国時12時間以内の検査
- (3) その他の犬等 → 入国時180日間の検査



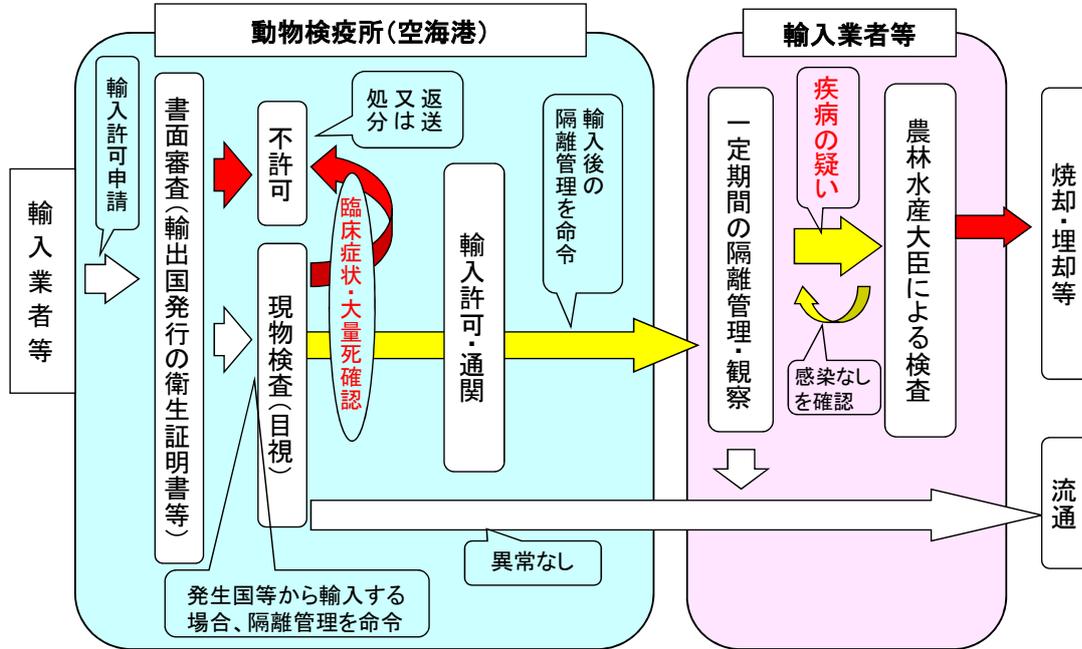
※ 家畜、サル又は犬等以外の哺乳類及び鳥類を輸入する場合

狂犬病や高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の侵入防止を図る観点から、感染症法に基づく輸入届出が必要（担当：厚生労働省検査所）

# 水産動物の輸入検疫制度(水産資源保護法)

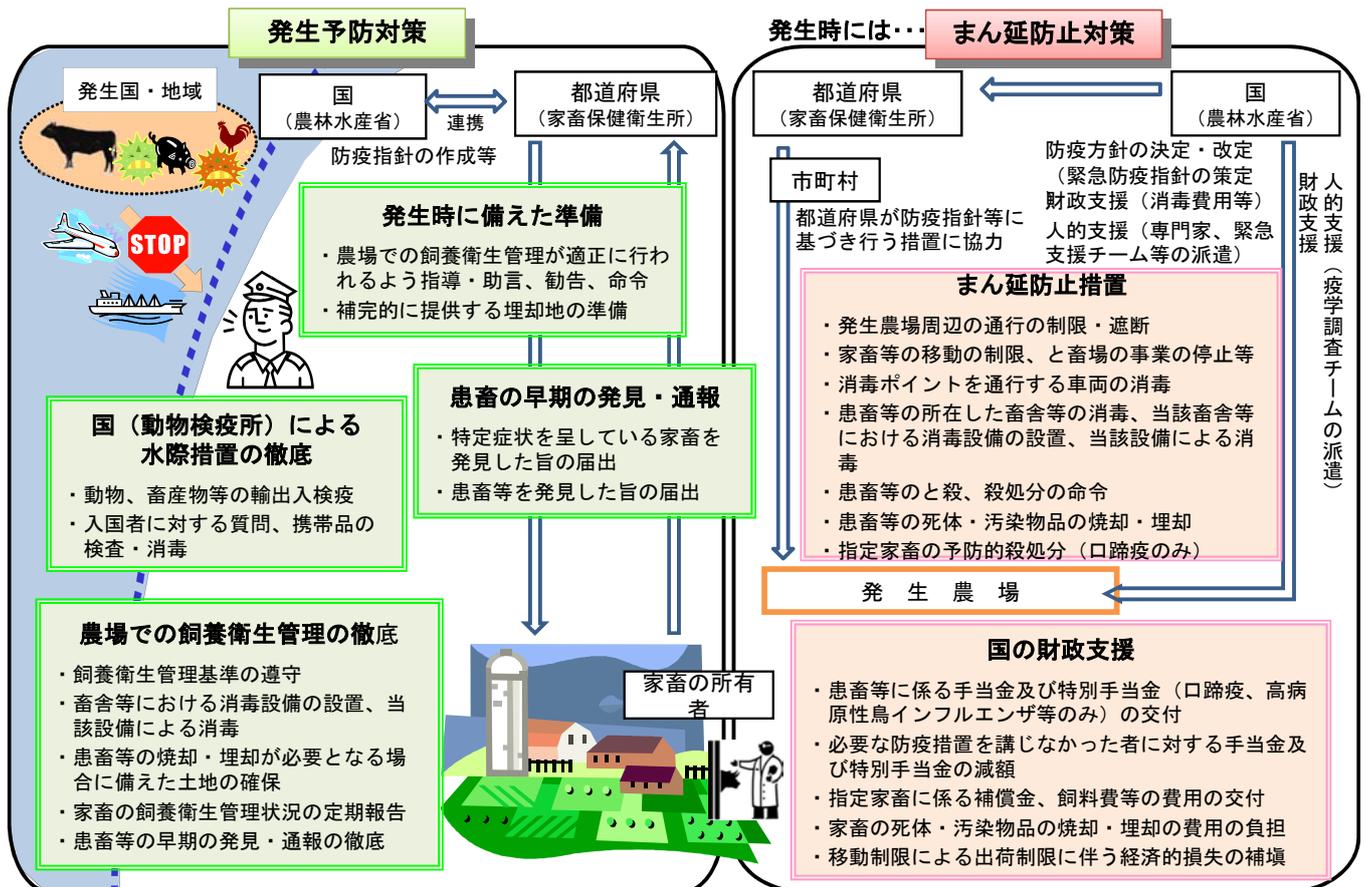
**検疫対象:** こい、きんぎょその他のふな属魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお、さけ科魚類の発眼卵及び稚魚、くるまえばい属のえび類の稚えび

**対象疾病:** コイ春ウイルス血症、コイヘルペスウイルス病、ウイルス性出血性敗血症、流行性造血器壊死症、ピシリケッチア症、レッドマウス病、バキュロウイルス・ペナエイによる感染症、モノドン型バキュロウイルスによる感染症、イエローヘッド病、伝染性皮下造血器壊死症、タウラ症候群



## 家畜伝染病予防法における検査と国内対策

家畜伝染病予防法の目的: 家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。



# 6-5 定点モニタリングの概要

H22年度～実施

地域	地点	対象種の確認の有無	
		平成22年度	平成23年度
関東	成田国際空港	×	×
	木更津港	—	×
	東京港	★(アルゼンチンアリ)	○(アルゼンチンアリ)
	川崎港	—	×
	横浜港	×	○(アルゼンチンアリ)
	千葉港	×	×
東海	中部国際空港	×	×
	清水港	—	×
	三河港	—	○(アルゼンチンアリ)
	名古屋港	×	×
関西	関西国際空港	×	×
	阪南港	—	×
	堺泉北港	—	×
	大阪港	○(アルゼンチンアリ)	○(アルゼンチンアリ)
	神戸港	○(アルゼンチンアリ)	○(アルゼンチンアリ)
	水島港	×	—
	尼崎西宮芦屋港	—	×
九州・沖縄	福岡空港	×	×
	博多港	×	×
	北九州港	×	×
	那覇港	×	×
	石垣港	×	×

(表) 定点モニタリングの位置と結果

※赤字：外来生物法における輸入指定港 ★：対象種の新規確認 ○：対象種の確認  
 ×：対象種の確認無し —：実施せず

### 【ねらい】

- ・侵入の危険性の高い地域における、特定外来生物の早期発見・防除
- ・侵入初期と考えられる地域(新たな侵入地)における、定着状況の把握
- ・侵入地域、防除実施地域における経過観察

### 【成果】

- ・東京港、大阪港、神戸港、横浜港における、対象種であるアルゼンチンアリの生息。  
 →大井埠頭：環境省・国環研・(財)自然環境研究センター、フマキラー(株)による現地調査と防除。
- ・横浜港：アルゼンチンアリの再確認。
- ・大阪港、神戸港：アルゼンチンアリの分布範囲がやや拡大傾向。

# 6-6 同定支援の体制(ASIST)

年度	同定支援件数	特定外来生物と 同定された件数	備考
平成19年度	18件	3件	<u>アカカミアリ</u> 、 セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ
平成20年度	18件	9件	<u>アカカミアリ</u> 、 セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、 <u>キョクトウサソリ科</u>
平成21年度	21件	6件	セアカゴケグモ、 ウチダザリガニ、Cherax 属、 オオキンケイギク
平成22年度	29件	11件	カニクイザル、フクロギツネ <u>アカカミアリ</u> 、 <u>アルゼンチンアリ</u> ハイイロゴケグモ、キョクトウサソリ科 アレチウリ
平成23年度	40件	11件	アライグマ オオクチバス <u>アカカミアリ</u> 、 <u>アルゼンチンアリ</u> セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、 オオキンケイギク、ナルトサワギク
計 121件		計 36件	

### 同定支援体制(ASIST)：

導入・定着の実態把握及び初期対応として港湾や野外で発見された特定外来生物と疑われた生物等の同定を夜間・休日を含む24時間体制で対応できる体制を構築

- ・平成19年からでのべ121件の同定を実施。
- ・うち36件が特定外来生物として同定された。うち6件が輸入品への付着(非意図的導入)で、主にアカカミアリ、アルゼンチンアリ
- ・全案件に対して、昆虫類が34%、クモ・サソリ類が29%であった。
- ・昆虫類、両生類などは輸入品に付着・混入して発見された事例が見られた。

(表) 各年度の同定支援件数及び同定支援において発見された特定外来生物

※赤下線：輸入貨物等に付着・混入して発見されたもの(非意図的な導入によるもの)

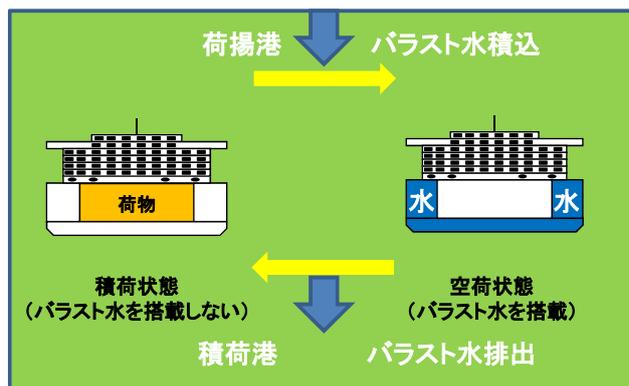
# 6-5 バラスト水対策の現状と課題

## バラスト水とは？

○ バラスト水とは、空荷になった船舶の復原性の確保のために搭載する水。空荷になった船舶の出発地で注水し、目的地で排水することが一般的。近年、沿岸域・内水における生態系の破壊や漁業被害の可能性が指摘されている。

## バラスト水管理条約の採択

○ 平成16年にバラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動を防止、最小化、最終的には除去することにより、海洋環境保護、生物の多様性の保持等を図るためのバラスト水管理条約が採択されたことから、現在、同条約発効に備え基礎情報の収集等を行い受入れ準備を進めている。



## 環境影響をもたらした生物の例



**クシクラゲ**  
米東海岸、メキシコ湾  
→黒海  
漁業被害



**ブルークラブ**  
欧州北部、アフリカ北部  
→米国  
生態系破壊  
ホタテの漁業被害



**ワカメ**  
北アジア  
→南豪、米西岸、欧州  
生態系破壊  
貝類養殖に被害



**ヨーロッパ・ゼブラマッスル**  
カスピ海、黒海  
→米国  
工場等の取水パイプ詰り

IMO (国際海事機関)

## バラスト水管理条約の現状と課題について

### バラスト水管理条約とは・・・

#### 正式名称

International Convention for the Control and Management of Ship's Ballast Water and Sediments, 2004

(2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約)

#### 目的

船舶バラスト水を適切に管理し、バラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動を防止、最小化、最終的には除去することにより、海洋環境保護、生物多様性の保持等を図ること。

#### 採択・発効要件

採択：2004年(平成16年)2月

発効要件：30カ国以上の国が批准し、かつ、その合計商船船腹量が世界の全商船船腹量の35%以上となった日の12ヶ月後

現状：批准国数 35カ国、合計商船船腹量 27.95%  
(2012年5月28日現在)(日本は未批准)

#### 主な規制内容

##### ● バラスト水管理の実施

船舶の建造時期及び大きさに応じ、排出基準を満たすバラスト水処理管理等を義務化。

(排出基準適用開始までは、バラスト水交換でも可。) <バラスト水排出基準>

対象生物	排出濃度(生存個数)
50 μm以上の生物 (主として動物プランクトン)	10個/m <sup>3</sup> 未満
10~50 μmの生物 (主として植物プランクトン)	10個/ml未満
細菌	1 cfu/100ml未満 又は、動物プランクトン1g当たり1cfu未満
大腸菌	250 cfu/100ml未満
腸球菌	100 cfu/100ml未満

cfu: colony forming unit (群形成単位)

● バラスト水処理装置等に係る定期的検査(400総トン以上)

● 寄港国における外国船舶の検査(PSC:ポートステートコントロール)

### バラスト水条約の基準の適用時期

建造年	船舶のバラスト水容量(m <sup>3</sup> )	2004-2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018以降
2008年以前建造船	1500以上 5000以下	バラスト水交換(※)	対応可										バラスト水排出基準の適用
	1500未満 又は 5000超												
2009年以降	5000未満								バラスト水排出基準の適用				
	5000以上								バラスト水交換(※)	対応可			

※バラスト水交換基準：陸岸から200海里(不可能な場合は50海里)以遠かつ水深200m以上の海域で全容量の95%以上を交換。

● 基準適用開始時期が条約に具体的に明示されているため、条約発効後直ちに、2009年建造船から順次、排出基準に対応するためのバラスト水処理装置の搭載が必要。

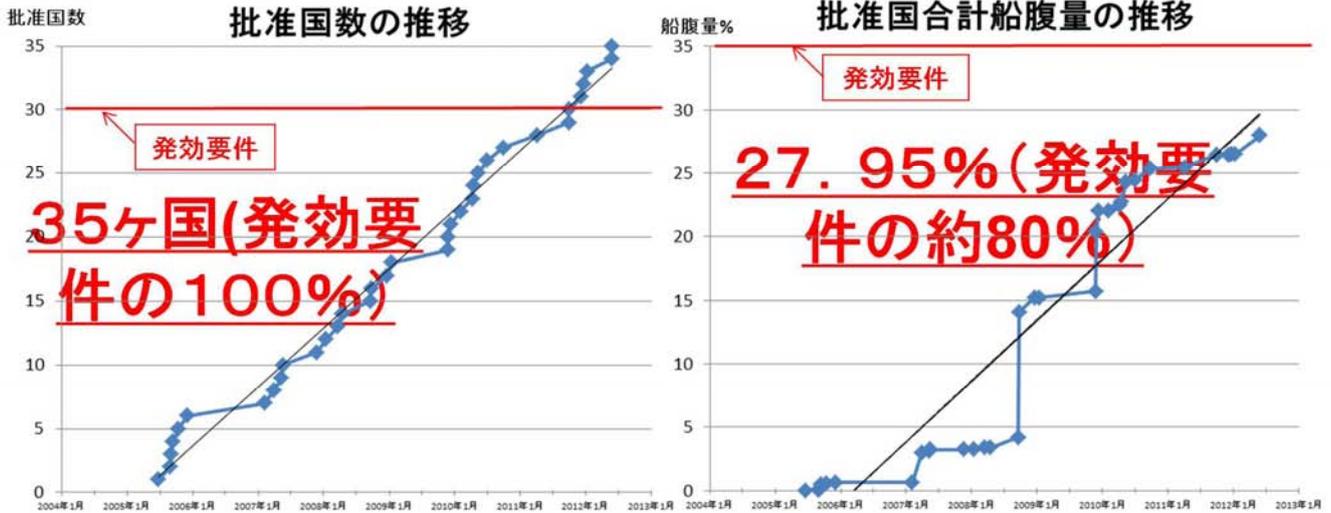
### 円滑な条約実施のための課題

- ✓ サンプルング手法の確立及びPSC手順の明確化  
現在IMOにおいて検討中。
- ✓ バラスト水処理装置の開発と供給体制の確立  
2012年5月現在、日本政府を含む各国政府による承認件数25件。
- ✓ バラスト水処理装置の搭載工事が可能であることの明確化  
IMOにおけるレビューの実施。

### 我が国の対応

バラスト水処理装置の承認を進めるとともに、IMOでの議論に積極的に参画し、課題の解決に貢献していく。

# バラスト水管理条約の批准状況 (2012年5月29日現在)



船籍	船腹量%	批准年月日	船籍	船腹量%	批准年月日	船籍	船腹量%	批准年月日
モルジブ		2005年6月22日	メキシコ	0.16	2008年3月18日	オランダ	0.96	2010年5月12日
セントキッツ・ネイヴィス	0.09	2005年8月30日	南アフリカ		2008年4月15日	クロアチア	0.18	2010年6月29日
シリア		2005年9月2日	フランス	0.82	2008年9月17日	マレーシア	0.90	2010年9月27日
スペイン	0.40	2005年9月14日	リベリア	9.88	2008年9月24日	イラン	0.46	2011年4月6日
ナイジェリア	0.05	2005年10月13日	アンティグア&バルブーダ	1.11	2008年12月19日	モンゴル	0.08	2011年9月30日
ツバル	0.11	2005年12月2日	アルバニア		2009年1月15日	パラオ共和国		2011年9月30日
キリバス		2007年2月5日	スウェーデン	0.52	2009年11月23日	モンテネグロ		2011年12月6日
ノルウェー	2.34	2007年3月29日	マーシャル諸島	4.64	2009年11月26日	レバノン		2011年12月19日
バルバドス	0.09	2007年5月11日	韓国	1.69	2009年12月10日	トリニダード・トバゴ共和国		2012年1月9日
エジプト	0.14	2007年5月18日	クック諸島		2010年2月2日	ロシア	0.98	2012年5月28日
シエラレオネ		2007年11月21日	カナダ	0.36	2010年4月8日	ニウエ		2012年5月28日
ケニア		2008年1月14日	ブラジル	0.30	2010年4月14日			

船腹量データは2007年12月31日現在